

平成十九年八月三十一日受領  
答 弁 第 二 二 四 号

内閣衆質一六七第二四号

平成十九年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員保坂展人君提出「棄てられた年金記録」旧台帳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出「棄てられた年金記録」旧台帳に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の件数は、三千二百二十九万八千百五十一件である。これは、昭和三十二年十月一日現在において厚生年金保険の被保険者であった者に係る「現存台帳」と、昭和三十二年十月一日現在において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失している者に係る「喪失台帳」の二つに分類される。

二について

御指摘の集計については、過去に社会保険庁が行ったものであるが、これを行った担当者に関する記録が保存されておらず、いつ誰が行ったものなのか、お答えすることは困難である。お尋ねの裁定済台帳の廃棄については、元社会保険庁職員からの聴取を行うなどにより、現在その事実関係について確認中であり、また、御指摘の答弁については、元社会保険庁職員からの聴取内容を踏まえて行ったものであるが、現在、更に「その他十二万件」の内容について確認中である。

三及び四について

お尋ねの件については、旧台帳の磁気テープ化又はマイクロフィルム化を行った当時の社会保険庁職員から、当時の事実関係について聴取を行うなどにより、現在、確認作業を継続している。

#### 五及び七について

御指摘の資料は社会保険庁が作成したものであるが、これはマイクロフィルム化した記録の元の媒体の状況について説明するために作成したものであるため、磁気テープの元となった台帳については、記載しなかつたものである。

#### 六について

磁気テープ化した旧台帳の記録は、昭和五十二年までに磁気テープに収録され、現在は社会保険オンラインシステムに収録されていることは事実であるが、紙媒体による被保険者の記録の保管状況については、現在、改めて確認中である。

#### 八について

マイクロフィルム化した元の紙媒体は廃棄することとされていたが、その一部の紙媒体は廃棄されず保存されていたものもあることが判明しており、現在、その保管状況について引き続き確認中である。

## 九及び十について

御指摘の第二倉庫には磁気テープの元となった旧台帳を保管しており、社会保険業務センターからの依頼に応じ、保管委託業者が個々の旧台帳の検索を行い、その写しを社会保険業務センターに送付することとする契約となっており、また、御指摘の第三倉庫にはマイクロフィルム化した旧台帳を保管しており、社会保険業務センターからの依頼に応じ、保管委託業者が必要なマイクロフィルムが保管されているケースを配送し、使用後に保管委託業者に返却する契約となっている。

## 十一について

御指摘の保管ケースには、磁気テープ及び磁気テープの元となった旧台帳は保管されていない。また、御指摘の台帳収納箱には当該旧台帳及び年金額計算書が保管されている。

## 十二について

御指摘のセキュリティ倉庫については保管委託業者が保有しているが、当該業者との間では、旧台帳の件数ではなく台帳収納箱等の数を確認の上、契約を行っており、台帳収納箱の数は、四千三百七十三ケースである。また、台帳収納箱に収納されている旧台帳の件数については、台帳収納箱により異なるもので

あり一概にお答えできない。なお、台帳収納箱にはマイクロフィルムは収納されていない。

### 十三及び十四について

社会保険庁としては、旧台帳は個人情報を含むものであるため、その安全の確保に万全を期しているところであり、セキュリティ倉庫についても、特に慎重に対応することが必要であることから、御指摘の視察については、最終的に社会保険庁長官がお断りしたものである。

### 十五について

御指摘の対応は、旧台帳は個人情報を含むものであるため、その安全の確保に万全を期した結果であり、お尋ねの点についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を踏まえつつ、対応してまいりたい。

### 十六について

御指摘の「別人台帳」及び「事故台帳」は、マイクロフィルム化された三十二万件のみであり、これらの記録についても、マイクロフィルム化された旧台帳の記録の名寄せに当たって様々な工夫を行うとともに、社会保険事務所に現存している年金手帳記号番号払出簿等の記録も参照し、基礎年金番号への統合を

進めることとしている。

十七について

御指摘の千七百五十四万件の記録は、昭和五十年から昭和五十二年までの間にマイクロフィルム化した旧台帳の総数である。一方、御指摘の千四百三十万件の記録は、昭和六十二年三月時点においてマイクロフィルムのみで管理されていた旧台帳の総数である。この差である三百二十四万件については、社会保険庁において、磁気テープ化を行ったものである。

十八について

御指摘の約七十四万件のデータについては、旧台帳や被保険者名簿の確認により、記録内容の補正を行った上で磁気テープ化する取扱いとしていたものであり、そのように処理されたものと認識している。

十九について

政府としては、平成十九年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、マイクロフィルムにより保管されている御指摘の旧台帳の記録についてもその内容を解明して公表することとしている。